

2019

松之山自治振興会のお知らせ

ま

まちづくりは

調べる
地域づくりのため
の調査・研究

ち

ちいसानなことも

盛り上げる
イベントなどで
活性化する

づ

つまらないと思わず

交わる
交流活動で地域
を活性化する

く

くふうしだいで

美化する
地域環境整備

り

(生まれ変わる)
リノベーションする

育てる
地域の福祉教育
文化の向上

事業

松之山自治振興会は、皆様が提案し、皆様が
行うまちづくり事業を助成します。松之山地域
に住所を置く地域づくり活動を行っている団
体（地域協議会、集落、老人クラブ、青年会、
活動グループ、ボランティア団体など）が主体
となり、広く地域住民の参加で行う事業が対象
となります。ふるってご応募下さい。

その他
松之山自治振興
会が認める事業



こんな事業が対
象になります。
詳しくは裏面を
ご覧下さい。

募集

締めきり 5月 10 日

まちづくり事業補助金 募集要項

<事業の名称>

◆まちづくり事業補助金

<対象となる団体>

- ◆松之山地域に住所を置く、松之山の地域づくり活動に取り組む団体とします。
- ◆ただし、団体の会則があることが必要となります。

<対象事業>

◆松之山地域内の住民等を対象とするものです。

- (1) 地域の自発的な地域づくりに関する調査・研究に関する事業
- (2) 地域のコミュニティ向上に関する事業
- (3) 地域の活性化に関する事業
- (4) 地域の環境整備に関する事業
- (5) 地域の福祉・教育・文化の向上に関する事業
- (6) その他、松之山自治振興会が認める地域づくり事業

◆ただし、以下の事業については対象外とします。

- ①公共団体又は公共団体が設立した団体による事業
- ②営利活動・政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ③その他、松之山自治振興会が適当でないとした事業

<対象となる事業費>

◆事業の実施に直接要する経費及び事業の広報に要する経費とします。

◆ただし、以下の経費は補助対象から除きます。

- ①当該実施団体の備品や経常的管理運営に係る経費
- ②飲食に係る経費（会議茶菓代、講師昼食代、補助対象事業の内容としての郷土料理の提供費用などは対象とします。）

◆他の公的補助金を受ける事業は対象となりませんのでご注意ください。



<実施条件>

◆平成31年4月1日から翌年3月31日までに実施する活動とします。また、事業の実施状況は広く公表するものとし、公表を望まない場合は、対象になりません。

<補助金額>

◆補助金は、1対象事業につき、補助対象経費の3/4以内、20万円が限度です。
(ただし、申し込みの状況によって補助率が変わる場合があります。)



<申し込み方法>

◆平成31年5月10日(金)までに所定の申請書に記入の上、松之山自治振興会事務局に提出してください。(申請様式は事務局にあります。データ出力も可能です。)

<審査・採択>

- ◆松之山自治振興会にて審査・採択を決定します。
- ◆松之山自治振興会の予算の範囲内で補助を行います。

<追加申請>

◆申請が少なかった場合や、審査の結果予算が余った場合は第2次募集を行うことがあります。

<申し込み・お問い合わせ>

松之山自治振興会事務局（十日町市役所松之山支所内）担当：中島まで

電話：596-3131 FAX：596-3515 E-mail: m_jichishinkoukai@yahoo.co.jp